

公益社団法人 富岡甘楽歯科医師会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人富岡甘楽歯科医師会の役員に支給する報酬の額ならびに方法を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 この規程により報酬の支給を受ける役員は、定款第26条に規定する役員とする。

(報酬の額)

第3条 報酬は年額とし、次のとおりとする。

- (1) 会 長 60,000 円
- (2) 副 会 長 40,000 円
- (3) 専務理事 40,000 円
- (4) 理 事 30,000 円
- (5) 監 事 30,000 円

2 前項に定めた報酬以外の諸手当はこれを支給しない。

(報酬の支給時期及び方法)

第4条 報酬は年度末に現金で支給する。

(途中退任者の支給方法)

第5条 任期の途中で退任した役員の報酬は月割計算で支給する。

(死亡した役員の報酬の受取人)

第6条 在任中死亡した役員の報酬は、死亡給付金の受取人に支給する。

(規程改廃の手続き)

第7条 本規程は社員総会の議決によらなければ改廃することができない。

付則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。